

令和7年度処遇改善における賃金改善以外（職場環境等要件）の取り組み内容（障がい福祉）

入職促進に向けた取組

- ◆法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
- ◆他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築（採用の実績でも可）

資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ◆働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
- ◆上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の確保

両立支援・多様な働き方の推進

- ◆子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
- ◆職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
- ◆障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮

腰痛を含む心身の健康管理

- ◆業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
- ◆事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

生産性向上のための業務改善の取組

- ◆現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している
- ◆業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている
- ◆介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入

やりがい・働きがいの醸成

- ◆ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ◆ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供